

生徒心得

◎挨拶は生活の基本である。校内外を問わず、常に気持ちのよい挨拶をする。

◎身だしなみを整え、学習と部活動を両立させ、前向きで健全な学校生活をおくる。

○生活時間

1. ノーチャイム制のため、各自で自覚を持って行動し、常に時間厳守を心がけること。
2. 登校時刻は7：30以降とする。ただし、部活動等で許可を受けた場合は7：00から登校を認める。早朝活動の詳細は部活動規定で定める。
3. 最終下校時刻は16：50とする。ただし、講習・部活動等の延長活動は届け出によって許可するものとする。延長活動の詳細は部活動規定で定める。
4. 休日における活動は、事前に学校長（生活指導部）の許可を得て行うこと。その際は必ず顧問の引率を必要とする。

○通学

1. 通学の際には他者への思い遣りの気持ちを忘れず、交通法規を遵守すること。
2. 自転車通学は保護者の承諾のもと、学校長（生活指導部）の許可を得ること。
3. 自転車通学を許可された生徒は、指定のステッカーを自転車の定められた場所に貼付する。
4. 駅から学校までの自転車利用も可とする。その際は駅等の駐輪場を利用し、そのルールに従ってきちんと駐輪すること。
5. バイク・自動車による登校は認めない。
6. 自転車乗車時は、乗車用ヘルメットをかぶること。

○校内生活

1. 必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。貴重品の管理はロッカーに鍵をつけて保管するなど、各自が責任を持って行うこと。
2. ゲーム機等学習に不必要なものは持ち込まない。
3. 登校後の外出は認めない。どうしても外出の必要がある場合は担任の許可を得て、外出許可証を携行すること。
4. 上履きと下履きの区別を明確につけること。
5. 立ち入り禁止区域（屋上・非常階段等）へは、非常時以外には立ち入らないこと。
6. 金品を紛失・拾得した場合、また盗難にあった場合は、速やかに担任または生活指導部に届け出ること。
7. 校内の施設を利用する時は、担当責任者に申し出て許可を得ること。また、施設を破損した場合は、速やかに担任（顧問）または生活指導部に届け出ること。
8. 校内で掲示・印刷物の配布・集会等を行う時は、事前に生活指導部の許可を得ること。
9. 携帯電話などは校内では常にマナーモードにしておくとともに、授業中・集会などでは電源を切ること。また、SNSに関するトラブルを起こさないようにする。

○服装・みだしなみ

1. 制服を着用し、異装による登校は認めない。やむを得ない理由で異装する場合は、生活

指導部の許可を得ること。

2. 頭髪の染色・脱色やパーマなどの髪型の意図的な加工は認めない。また、「特異」な髪型は理由の如何にかかわらず指導する。

3. 化粧は認めない。

4. ピアス・イヤリング・ネックレスなどの装飾品は認めない。

○アルバイト

1. アルバイトは原則禁止とする。

2. 家庭の事情等をやむを得ず行う必要が生じた場合は、保護者の承諾のもと、生活指導部に届け出て行うものとする。

服装規定

1. 制服

① 登下校時、および校内における学習活動の際には、必ず本校指定の制服を着用する。

② ベスト・セーターは男女とも学校指定色（黒・白・紺・グレー）で、Vネック、無地のものとする。

③ 冬服期間【4月1日～4月30日、11月1日～3月31日】について
ブレザー、ネクタイ（リボン）を着用する。

④ 夏服期間【5月1日～10月31日】について

・ブレザー、ネクタイ（リボン）を着用しなくてもよい。ブレザーを着た場合はネクタイ（リボン）を着用する。

・男女ともベスト・セーターでの登下校を可とする。

・学校指定ポロシャツの着用を可とする。

⑤ 制服の加工は認めない。

⑥ スカート・キュロットの丈は、膝にかかる長さとする。

⑦ 公式な行事や全校が集まる集会には「正装」（男女ともブレザー・ネクタイを着用）を基本とする。

2. シャツ・ソックス

① ワイシャツは白色・無地のものを着用する。

② ソックスは無地のものを着用する。色が極端に華美なもの認めない。

③ ルーズソックスや膝が隠れるようなソックス、レッグウォーマーなどの着用は認めない。

④ ストッキング・タイツの色はベージュ・黒を可とする。

3. セーター・ベスト

① 年間を通して、ベスト・セーターを着用する場合は男女とも、学校指定色（黒・白・紺・グレー）のものを着用する。

② 校内でのセーター・ベストでの活動を認める。

③ 夏服期間においては、男女とも学校指定色（黒・白・紺・グレー）のベスト・セーター

での登下校を可とする。

4. その他

① 冬季は登下校時に、ブレザーの上に防寒用の衣服の着用を認める。ブレザーより大きいものを基準とし、色が極端に華美なものは認めない。

※部活着は不可とする。

☆着用を認めるコート類

Pコート、ダッフルコート、ダウンジャケット。ただし、この3種類であっても極端に華美なものとは判断される場合は不可とする。

② スカートの下にジャージ等を着用することや、ブレザーの腕まくり、緩んだネクタイ、リボンタイの着用等は認めない。

③ 肌着はワイシャツの襟からはみ出さないこと。